

沖縄県個人情報保護審査会答申第95号 概要

①件名	沖縄県個人情報保護条例第8条第2項に基づく保有個人情報の目的外利用について
②実施機関	沖縄県知事（沖縄県文化観光スポーツ部観光事業者等支援課）
③提供先	国（経済産業省中小企業庁）
④利用する保有個人情報	国（経済産業省中小企業庁）が実施する月次支援金に記載された事業者の氏名（漢字、カナ）、住所
⑤提供方法	<p>提供する保有個人情報を電磁的又は物理的に提供する際は、当該情報にパスワードを掛けて提供する。</p> <p>また、また、当該個人情報について、提供を受ける目的以外の目的のために利用してはならないこと、令和3年12月31日までに当該個人情報を削除することを条件として提供する。</p>
⑥諮問年月日	令和3年7月26日（沖縄県諮問子第3-2号）
⑦諮問理由	沖縄県個人情報保護条例第8条第2項第6号の規定に該当
⑧答申年月日	令和3年7月29日
⑨答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>国（経済産業省中小企業庁）が保有する保有個人情報の同部観光事業者等支援課の利用については、公益上必要であり、かつ個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるため、提供を認める。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>当該個人情報の提供は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により緊急事態宣言が発令され、収益が大幅に落ち込んだ県内の個人事業者及び法人事業者に対し国と県との連携の一環として事業継続に資する支援金の情報を提供するためのものである。</p> <p>したがって、当該個人情報の提供は、公益上必要であると認められる。</p> <p>また、審議の結果、提供方法について、必要な安全管理のための措置が講じられていることも確認した。</p>